

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年11月20日（平成29年（行情）諮問第442号）

答申日：令和元年12月2日（令和元年度（行情）答申第312号）

事件名：名古屋国税局における課税第一部優良事績発表会に関する文書の一部  
開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成28事務年度 課税第一部 優良事績発表会」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙2の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月21日付け名局公開49により名古屋国税局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

黒塗りによる不開示部分が多く、文書の内容が全く分からないため。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件開示請求等について

処分庁は、次の（1）及び（2）の不開示理由に該当するため、一部開示決定（原処分）を行った。

（1）特定の個人又は法人等に関する情報で、次の理由により、法5条1号又は2号に該当するものとして不開示とする。

ア 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）である又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。

イ 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報は、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人が取引先等から警戒心をもって臨まれること、あるいは契約交渉などにおいて不利益

となるなど、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動に何らかの支障を及ぼすおそれがあり、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(2) 次の理由により、法5条6号本文及びイに該当するものとして不開示とする。

ア 個別の税務調査等に係る情報が記載されており、これを公にした場合には、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られなくなることから、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 税務調査等に関する国税当局の着眼点や調査手法が記載されており、これを公にすることにより、国税当局が行う税務調査等の手法や納税者等についての情報をどの程度把握しているかといった、税務調査等に係る手の内を明らかにすることになり、税務調査等への対策を講じることが可能にするなど、税務調査等において正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

## 2 不開示情報該当性について

原処分において不開示とした部分を見分したところ、別紙1に掲げる部分は不開示情報に該当すると認められず、開示することが妥当であることから、以下、その余の部分について検討する。

### (1) 法5条1号該当性

法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

原処分において上記1（1）に該当するとして不開示とした部分（別紙1及び下記3に掲げる部分を除く。）には、業種、役職名や年齢などが記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当することから、法5条1号の不開示情報に該当すると認められる。

### (2) 法5条2号該当性

法5条2号イは、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

原処分において、上記 1 (1) に該当するとして不開示とした部分（別紙 1 及び下記 3 に掲げる部分を除く。）には、法人等に関する情報若しくは個人の事業に関する情報として、特定の法人等又は個人から提出された申告書等から得られた情報、事業概況や取引内容など租税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られた情報等が具体的かつ詳細に記載されており、これらの情報は、公にすることにより、当該法人等若しくは当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当することから、法 5 条 2 号イの不開示情報に該当すると認められる。

なお、法 5 条 2 号ロに該当する不開示情報は認められなかった。

### (3) 法 5 条 6 号柱書き該当性

法 5 条 6 号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

原処分において上記 1 (2) に該当するとして不開示とした部分（別紙 1 に掲げる部分を除く。）には、特定の法人等又は個人から提出された申告書等から得られた情報、増差所得や不正所得など、特定の法人等又は個人に対する税務調査において把握した情報が具体的かつ詳細に記載されている。

これらの情報は、通常公表されることのない情報であり、公にすることにより、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力を得られなくなるなど、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当することから法 5 条 6 号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

### (4) 法 5 条第 6 号イ該当性

法 5 条 6 号イは、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報と規定している。

原処分において上記 1 (2) に該当するとして不開示とした部分（別紙 1 に掲げる部分を除く。）には、選定理由、調査手法、不正計算の手口、不正計算把握の端緒などが具体的かつ詳細に記載されており、公にすることにより、国税当局の税務調査における着眼点や当該調査手法等への対策を講じることが可能にするなど、今後の税務調査において正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報に該当することから法 5 条 6 号イの不開示情報に該当すると認められる。

## 3 不開示とした理由の追加等について

原処分において上記 1 (1) に該当するとして不開示とした本件対象文書の 75 頁目及び 76 頁目の「『継 2 事案調査結果報告書』欄の右欄」(別紙 1 に掲げる部分を除く。) について見分したところ、当該部分には、査察部情報連絡せんの作成の有無が記載されており、当該情報を開示すると、どのような事案が脱税に関する資料収集の対象となるかが公となり、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

#### 4 結論

以上のことから、原処分で不開示とした部分のうち、別紙 1 に掲げる部分は、開示することが妥当であるが、その余の部分については、法 5 条 1 号、2 号イ並びに 6 号柱書き及びイの不開示情報に該当すると認められるため、不開示とした原処分は妥当である。

#### 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 29 年 11 月 20 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月 30 日 審議
- ④ 令和元年 11 月 14 日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月 28 日 審議

#### 第 5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部につき、法 5 条 1 号、2 号並びに 6 号柱書き(原処分の行政文書開示決定通知書には「6 号本文」とあるが、「6 号柱書き」の誤りと認められる。)及びイに該当するとして不開示とする決定(原処分)を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めているところ、諮問庁は、別紙 1 に掲げる部分は開示することが妥当であるとし、その余の部分(以下「本件不開示維持部分」という。)については、不開示理由を一部追加及び変更し、法 5 条 1 号、2 号イ並びに 6 号柱書き及びイに該当するとして、なお不開示とすべきとしている。

そこで、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

###### (1) 開示すべき部分(別紙 2 の 5 欄に掲げる部分)

###### ア 別紙 2 の番号 3

当該部分に記載された情報は、複数の税務調査の結果把握された増差所得、不正所得及び追徴税額の合計額であり、国税当局の税務調査における具体的かつ詳細な着眼点及び調査手法等並びに個別の税

務調査において把握した具体的かつ詳細な情報等を明らかにするものではない。

そうすると、当該部分を公にしても、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られなくなることにより、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや今後、一部の納税者において、税務調査への対策を講じるなどにより、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。また、当該部分を公にしても、法人その他の団体又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、特定の個人を識別することができるものでも、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものでもない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### イ 別紙2の番号11及び番号14

当該部分に記載された情報は、税務調査における業務や把握された主な非違事項に関する情報等と認められるものの、一般的な記載にとどまり、国税当局の税務調査における具体的かつ詳細な着眼点及び調査手法等並びに個別の税務調査において把握した具体的かつ詳細な情報等を明らかにするものではない。

そうすると、当該部分を公にしても、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られなくなることにより、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや今後、一部の納税者において、税務調査への対策を講じるなどにより、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。また、当該部分を公にしても、法人その他の団体又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、特定の個人を識別することができるものでも、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものでもない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### ウ 別紙2の番号12及び番号15

当該部分に記載された情報は、複数の税務調査の結果把握された増

差所得，不正所得及び源泉・消費・印紙税額の合計額であり，国税当局の税務調査における具体的かつ詳細な着眼点及び調査手法等並びに個別の税務調査において把握した具体的かつ詳細な情報等を明らかにするものではない。

そうすると，当該部分を公にしても，国税当局に対する信頼を失墜させ，納税者等の理解と協力が得られなくなることにより，今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや今後，一部の納税者において，税務調査への対策を講じるなどにより，租税の賦課に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は，法5条6号柱書き及びイのいずれにも該当せず，開示すべきである。

#### エ 別紙2の番号17，番号23及び番号29

当該部分に記載された情報は，異議調査又は再調査における最終的な処理態様に関する情報等と認められるものの，一般的な記載にとどまり，国税当局の税務調査における具体的かつ詳細な着眼点及び調査手法等並びに個別の税務調査において把握した具体的かつ詳細な情報等を明らかにするものではない。

そうすると，当該部分を公にしても，国税当局に対する信頼を失墜させ，納税者等の理解と協力が得られなくなることにより，今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや今後，一部の納税者において，税務調査への対策を講じるなどにより，租税の賦課に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。また，当該部分を公にしても，法人その他の団体又は事業を営む個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず，特定の個人を識別することができるものでも，特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるものでもない。

したがって，当該部分は，法5条1号，2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず，開示すべきである。

#### オ 別紙2の番号19，番号25及び番号31

当該部分に記載された情報は，税務調査の対象となった最終の年分，税務調査において把握された各税目に係る所得区分・課税区分及び加算税区分等と認められるものの，一般的な記載にとどまり，国税当局の税務調査における具体的かつ詳細な着眼点及び調査手法等並

びに個別の税務調査において把握した具体的かつ詳細な情報等を明らかにするものではない。

そうすると、当該部分を公にしても、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られなくなることにより、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや今後、一部の納税者において、税務調査への対策を講じるなどにより、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。また、当該部分を公にしても、法人その他の団体又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、特定の個人を識別することができるものでも、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものでもない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### カ 別紙2の番号22、番号28及び番号34

当該部分に記載された情報は、異議調査又は再調査における業務や処理態様等に係る情報と認められるものの、一般的な記載にとどまる情報、本件対象文書において既に開示されている部分と同旨の情報又は当該部分から容易に推測できる情報であり、国税当局の税務調査における具体的かつ詳細な着眼点及び調査手法等並びに個別の税務調査において把握した具体的かつ詳細な情報等を明らかにするものではない。

そうすると、当該部分を公にしても、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られなくなることにより、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや今後、一部の納税者において、税務調査への対策を講じるなどにより、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。また、当該部分を公にしても、法人その他の団体又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、特定の個人を識別することができるものでも、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものでもない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 別紙 2 の番号 3 8 及び番号 4 5

当該部分に記載された情報は、所得税調査の対象となった最終の年分に係る一般的な情報及び諮問庁が開示することが妥当であるとする「事前通知」欄に係る情報と同旨の情報であり、国税当局の税務調査における具体的かつ詳細な着眼点及び調査手法等並びに個別の税務調査において把握した具体的かつ詳細な情報等を明らかにするものではない。

そうすると、当該部分を公にしても、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られなくなることにより、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや今後、一部の納税者において、税務調査への対策を講じるなどにより、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。また、当該部分を公にしても、法人その他の団体又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、特定の個人を識別することができるものでも、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものでもない。

したがって、当該部分は、法 5 条 1 号、2 号イ並びに 6 号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ク 別紙 2 の番号 5 0 及び番号 6 6

当該部分に記載された情報は、相続税調査又は所得税調査（譲渡所得）の対象となった年分に係る一般的な情報であり、国税当局の税務調査における具体的かつ詳細な着眼点及び調査手法等並びに個別の税務調査において把握した具体的かつ詳細な情報等を明らかにするものではないことから、上記キと同様の理由により、法 5 条 1 号、2 号イ並びに 6 号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分

ア 別紙 2 の番号 1 ないし番号 3、番号 6 ないし番号 1 1、番号 1 4、番号 2 0、番号 2 2、番号 2 6、番号 2 8、番号 3 2、番号 3 4、番号 3 9 ないし番号 4 1、番号 4 6 ないし番号 4 9、番号 5 2 ないし番号 5 4、番号 5 9、番号 6 5、番号 6 8 ないし番号 7 0 及び番号 7 6 に掲げる部分

当該部分に記載された情報は、調査等対象者の選定方法及び選定理由等並びに国税当局による税務調査の各種手法、調査展開、処理事績、税務調査において把握した不正計算の方法及びその手口等を示



すものであり、税務調査の取組状況や税務調査の方針等に係る具体的かつ詳細な情報と認められる。

当該情報は、国税当局において限られた人員の中で適正・公平な課税を実現するための重要な要素であり、さらに、税務調査に関する事項が納税者の重大な関心事であることからすれば、これを公にすると、一部の納税者等が調査対象等となることを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号、2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### イ 別紙2の番号4に掲げる部分

当該部分に記載された情報は、税務調査の対象となった納税者に係る業種に関する情報であり、税務調査等の対象の選定状況を示唆するものであると認められる。

当該情報は、国税当局において限られた人員の中で適正・公平な課税を実現するための重要な要素であり、さらに、税務調査に関する事項が納税者の重大な関心事であることからすれば、これを公にすると、一部の納税者等が調査対象等となることを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 別紙2の番号5に掲げる部分

##### (ア)「資料収集」欄

当該部分に記載された情報は、資料の収集事績に係る情報であり、税務調査の取組状況や税務調査の方針等に係る具体的かつ詳細な情報と認められる。

当該情報は、国税当局において限られた人員の中で適正・公平な課税を実現するための重要な要素であり、さらに、税務調査に関する事項が納税者の重大な関心事であることからすれば、これを公にすると、一部の納税者等が調査対象等となることを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は

違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号、2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) その余の部分

当該部分に記載された増差所得金額、不正所得金額及び追徴税額等に係る情報は、これを公にすると、他の情報と照合することにより、当該税務調査を受けた個人が特定される可能性を否定できず、当該情報は法5条1号本文後段の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

さらに、当該情報は、法5条1号ただし書イ及びハに該当せず、他に同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 別紙2の番号12、番号13、番号15及び番号16に掲げる部分

当該部分に記載された情報は、資料の収集事績及び回信件数であり、税務調査の取組状況や税務調査の方針等に係る具体的かつ詳細な情報と認められる。

当該情報は、国税当局において限られた人員の中で適正・公平な課税を実現するための重要な要素であり、さらに、税務調査に関する事項が納税者の重大な関心事であることからすれば、これを公にすると、一部の納税者等が調査対象等となることを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 別紙2の番号18、番号24、番号30及び番号75に掲げる部分

当該部分に記載された情報は、異議調査申立人及び再調査請求人の職業並びに仲介業者名等に係る情報であり、これを公にすると、他の情報と照合することにより、当該税務調査を受けた個人が特定される可能性を否定できず、当該情報は法5条1号本文後段の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

また、当該情報は、法5条1号ただし書イ及びハに該当せず、他に同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 別紙2の番号19, 番号21, 番号25, 番号27, 番号31及び番号33に掲げる部分

当該部分に記載された情報は、調査事績に係る情報、異議申立て又は再調査請求の理由に係る情報であり、当該情報は、他の情報と照合することにより、当該税務調査を受けた個人が特定される可能性を否定できず、当該情報は法5条1号本文後段の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

また、当該情報は、法5条1号ただし書イ及びハに該当せず、他に同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 別紙2の番号35に掲げる部分

当該部分に記載された情報は、職員の勤務形態に関する情報であり、原処分において職員の氏名が既に開示されていることから、当該情報は、法5条1号本文前段の特定の個人を識別できる情報であると認められる。

また、当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報及び公務員等の職務の遂行に係る情報ではないことから、法5条1号ただし書イ及びハに該当せず、他に同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

法6条2項の部分開示の可否を検討すると、原処分において職員の氏名が既に開示されていることから、同項の適用の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ク 別紙2の番号36及び番号43に掲げる部分

(ア) 「期別」欄

当該部分に記載された情報は、各職員の採用期別に関する情報であり、原処分において各職員の氏名が既に開示されていることから、法5条1号本文前段の特定の個人を識別できる情報であると認められる。

また、当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが

予定されている情報及び公務員等の職務の遂行に係る情報ではないことから、法5条1号ただし書イ及びハに該当せず、他に同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

法6条2項の部分開示の可否を検討すると、原処分において各職員の名が既に開示されていることから、同項の適用の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ及び6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) その余の部分

当該部分に記載された情報は、合同調査の実施体制や支援体制の状況、指導の担当者に係る情報であり、税務調査の取組状況や税務調査の方針等に係る具体的かつ詳細な情報と認められる。

当該情報は、国税当局において限られた人員の中で適正・公平な課税を実現するための重要な要素であり、さらに、税務調査に関する事項が納税者の重大な関心事であることからすれば、これを公にすると、一部の納税者等が調査対象等となることを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号、2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ケ 別紙2の番号37、番号44、番号50及び番号66に掲げる部分

(ア) 番号37及び番号44に係る「選定理由」欄

当該部分に記載された情報は、調査等対象者の選定理由であり、税務調査の取組状況や税務調査の方針等に係る具体的かつ詳細な情報と認められることから、上記アと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条1号、2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) その余の部分

当該部分に記載された情報は、調査対象者の業種番号、業種名・職業、年齢、青白区分、事業概況等に係る情報であり、当該情報は、他の情報と照合することにより、当該税務調査を受けた個人が特定される可能性を否定できず、当該情報は法5条1号本文後段の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

また、当該情報は、法5条1号ただし書イ及びハに該当せず、他

に同号ただし書口に該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

コ 別紙2の番号38、番号42及び番号45に掲げる部分

(ア) 番号38及び番号45に係る「調査区分」欄及び「有効資料の種類」欄

当該部分に記載された情報は、どのような調査が行われたかを示す調査区分の状況、国税当局における資料情報活用の状況を示すものであり、税務調査の取組状況や税務調査の方針等に係る具体的かつ詳細な情報と認められる。

当該情報は、国税当局において限られた人員の中で適正・公平な課税を実現するための重要な要素であり、さらに、税務調査に関する事項が納税者の重大な関心事であることからすれば、これを公にすると、一部の納税者等が調査対象等となることを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号、2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) その他の部分

当該部分に記載された情報は、調査対象者の調査事績に関する具体的かつ詳細な情報と認められ、当該情報は、他の情報と照合することにより、当該税務調査を受けた個人が特定される可能性を否定できず、当該情報は法5条1号本文後段の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

また、当該情報は、法5条1号ただし書イ及びハに該当せず、他に同号ただし書口に該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

サ 別紙2の番号51及び番号67に掲げる部分

(ア) 「資料収集」欄、「特例条文」欄、「調査実施区分」欄、「連携先等」欄及び「基幹関係」欄の不開示部分

当該部分に記載された情報は、国税当局における資料収集の状況、

どのような調査が行われたかを示す調査実施区分，連携調査の実施状況等を示すものであり，税務調査の取組状況や税務調査の方針等に係る具体的かつ詳細な情報と認められる。

当該情報は，国税当局において限られた人員の中で適正・公平な課税を実現するための重要な要素であり，さらに，税務調査に関する事項が納税者の重大な関心事であることからすれば，これを公にすると，一部の納税者等が調査対象等となることを予測し，税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより，租税の賦課に係る事務に関し，国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法5条6号イに該当し，同条1号，2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(イ) その他の部分

当該部分に記載された情報は，調査対象者の調査事績に関する具体的かつ詳細な情報と認められ，当該情報は，他の情報と照合することにより，当該税務調査を受けた個人が特定される可能性を否定できず，当該情報は法5条1号本文後段の特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

また，当該情報は，法5条1号ただし書イ及びハに該当せず，他に同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

したがって，当該部分は，法5条1号に該当し，同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

シ 別紙2の番号55ないし番号58，番号60ないし番号64，番号71ないし番号74及び番号77ないし番号79に掲げる部分

当該部分に記載された情報は，重加算税対象財産及び手口等の状況，国税当局における有効資料情報の提供者，有効であった資料情報，連携調査の実施状況及び各種報告書の作成状況等を示すものであり，税務調査の取組状況や税務調査の方針等に係る具体的かつ詳細な情報と認められる。

当該情報は，国税当局において限られた人員の中で適正・公平な課税を実現するための重要な要素であり，さらに，税務調査に関する事項が納税者の重大な関心事であることからすれば，これを公にすると，一部の納税者等が調査対象等となることを予測し，税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより，租税の賦課に係る事務

に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ス 別紙2の番号80に掲げる部分

当該部分に記載された情報は、査察部情報連絡せんの作成の有無に係る情報であり、これを公にすると、どのような事案が脱税に関する資料収集の対象となるかが明らかとなり、一部の納税者等が調査対象等となることを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同条1号及び2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙2の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号並びに6号柱書き及びイに該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別紙2の5欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1 (諮問庁が開示することが妥当とする部分)

頁目	番号	諮問庁が開示することが妥当とする部分	
3	1	「施策名」欄	1文字目ないし18文字目
	2	「施策の概要」欄	2行目28文字目ないし35文字目
	3	「取組の概要」欄	1行目2文字目ないし26文字目, 1行目28文字目ないし2行目10文字目, 2行目15文字目ないし3行目1文字目並びに4行目2文字目ないし18文字目及び21文字目ないし36文字目
4	4	「事案の概要」欄	4行目4文字目ないし6文字目及び4行目17文字目ないし5行目1文字目
	5	「選定理由」欄	3行目9文字目ないし21文字目
	6	「調査展開等」欄	1行目1文字目ないし6文字目, 3行目12文字目ないし20文字目, 4行目9文字目ないし18文字目, 5行目18文字目ないし6行目20文字目, 11行目18文字目ないし12行目13文字目, 13行目12文字目ないし14行目4文字目及び18行目13文字目ないし19行目4文字目
5	7	「事案の概要」欄	3行目13文字目ないし17文字目
	8	「選定理由」欄	5行目6文字目ないし6行目2文字目
	9	「調査展開等」欄	1行目1文字目ないし4文字目及び9文字目ないし16文字目, 5行目4文字目ないし6行目6文字目, 8行目18文字目ないし9行目9文字目並びに11行目6文字目ないし16文字目
6	10	「内容」欄	11文字目ないし17文字目
	11	「事績の概要」欄	1行目9文字目ないし12文字目



			及び18文字目ないし21文字目，2行目3文字目ないし9文字目，3行目21文字目ないし4行目1文字目，4行目9文字目ないし17文字目，5行目2文字目ないし5文字目，6行目13文字目ないし19文字目，6行目30文字目ないし7行目31文字目，8行目1文字目ないし5文字目，10行目2文字目ないし5文字目，11行目1文字目ないし10文字目及び14文字目ないし31文字目，12行目13文字目ないし29文字目，13行目12文字目ないし15文字目及び21文字目ないし30文字目，15行目1文字目ないし6文字目及び18文字目ないし28文字目，15行目33文字目ないし16行目4文字目，17行目1文字目ないし6文字目及び24文字目ないし27文字目並びに17行目30文字目ないし18行目9文字目
7	12	「事績の概要」欄	3行目22文字目ないし27文字目
9	13	「事績の概要」欄	1行目1文字目ないし5文字目，2行目5文字目ないし8文字目，3行目1文字目ないし7文字目及び4行目27文字目ないし35文字目
10	14	「事績の概要」欄	4行目29文字目ないし5行目2文字目，5行目5文字目ないし9文字目及び26文字目ないし30文字目並びに7行目30文字目ないし8行目1文字目
12	15	「事績の概要」欄	7行目2文字目ないし8文字目及び8行目10文字目ないし24文

			字目
1 3	1 6	「異議調査の内容」欄	1 行目 1 文字目ないし 3 文字目及び 3 行目 1 文字目ないし 3 文字目
2 2 ないし 2 9	1 7	「調査事績」欄のうち「事前通知」欄	1 文字目
2 9	1 8	「調査経過等」欄	9 行目 1 文字目ないし 3 文字目
3 0 ないし 3 3	1 9	「調査事績」欄のうち「事前通知」欄	1 文字目
3 5 ないし 3 8	2 0	「調査事績」欄のうち「事前通知」欄	1 文字目
3 8	2 1	「調査経過等」欄	9 行目 1 4 文字目ないし 1 8 文字目
3 9 ないし 5 7	2 2	「調査事績」欄のうち「事前通知」欄	1 文字目
6 0 ないし 7 2	2 3	「継 2 事案調査結果報告書」欄の右欄	1 文字目ないし 9 文字目
7 4 ないし 7 6	2 4	「継 2 事案調査結果報告書」欄の右欄	1 文字目ないし 9 文字目

## 別紙 2

1 頁目	2 番号	3 項目	4 不開示維持理由 (法5条)				5 開示すべき部分
			1 号	2 号イ	6 号柱書き	6 号イ	
3	1	「施策の概要」欄	○	○	○	○	
	2	「取組の概要」欄	○	○	○	○	
	3	「実地調査事績」欄	○	○	○	○	「処理件数」欄を除く全て
4 及び 5	4	「基幹事案 業種目」欄			○	○	
	5	「調査事績」欄	○	○	○	○	
	6	「事案の概要」欄	○	○	○	○	
	7	「選定理由」欄	○	○	○	○	
	8	「調査展開等」欄	○	○	○	○	
6	9	「事績の概要」欄	○	○	○	○	
7 及び 10 ないし 12	10	「内容」欄	○	○	○	○	
	11	「事績の概要」欄	○	○	○	○	① 7 頁目 2 行目 24 文字目ないし 3 行目 10 文字目 ② 11 頁目 2 行目 33 文字目ないし 35 文字目 ③ 最下段の表の「主な非違」欄の全て
	12	「その他の活用事績」欄			○	○	「回案件数」欄を除く不開示部分の全て
	13	「資料収集事績」欄			○	○	
8 及び 9	14	「事績の概要」欄	○	○	○	○	① 8 頁目 5 行目 3

							0文字目ないし6 行目14文字目 ②最下段の表の 「主な非違」欄の 全て
	15	「その他の活用事 績」欄			○	○	「回案件数」欄を 除く不開示部分の 全て
	16	「資料収集事績」 欄			○	○	
13	17	「処理態様」欄	○	○	○	○	全て
	18	「申立人の職業」 欄	○	○			
	19	「調査事績」欄	○	○	○	○	①「年分」欄の 「年分」に係る部 分 ②「所得税」及び 「消費税等」に係 る「区分」欄の不 開示部分 ③調査事績に係る 表の右欄の1行目 10文字目及び1 1文字目並びに5 行目10文字目及 び11文字目 ④調査事績に係る 表の右欄の4行目 1文字目ないし3 文字目及び8行目 1文字目ないし3 文字目
	20	「原処分の内容」	○	○	○	○	
	21	「異議申立ての理 由」欄	○	○	○	○	
	22	「異議調査の内 容」欄	○	○	○	○	1行目6文字目な いし10文字目、

							2行目3文字目ないし7文字目, 6行目5文字目ないし18文字目及び7行目42文字目ないし8行目27文字目
14	23	「処理態様」欄	○	○	○	○	全て
	24	「請求人の職業」欄	○	○			
	25	「調査事績」欄	○	○	○	○	①「年分」欄の「年分」に係る部分 ②「贈与税」に係る「区分」欄の不開示部分
	26	「原処分の内容」欄	○	○	○	○	
	27	「再調査請求の理由」欄	○	○	○	○	
	28	「再調査の内容」欄	○	○	○	○	2行目22文字目ないし32文字目, 5行目18文字目ないし25文字目, 6行目18文字目ないし31文字目及び6行目36文字目ないし7行目13文字目
15	29	「処理態様」欄	○	○	○	○	全て
	30	「申立人の職業」欄	○	○			
	31	「調査事績」欄	○	○	○	○	①「年分」欄の「年分」に係る部分 ②「譲渡所得」に係る「区分」欄の

							不開示部分
	3 2	「原処分の内容」	○	○	○	○	
	3 3	「異議申立ての理由」欄	○	○	○	○	
	3 4	「異議調査の内容」欄	○	○	○	○	1 行目 1 文字目ないし 2 3 文字目, 3 行目 1 4 文字目ないし 2 6 文字目 及び 6 行目 3 0 文字目ないし 3 7 文字目
2 1	3 5	「事績の概要」欄	○	○	○	○	
2 2 ないし 2 4, 2 6 ないし 3 0, 3 2 ないし 3 4, 3 6 ないし 4 4, 4 6, 4 8, 4 9, 5 1, 5 2 及び 5 4 ないし 5 7	3 6	「調査担当」欄	○	○	○	○	
	3 7	「調査対象者」欄	○	○	○	○	
	3 8	「調査事績」欄	○	○	○	○	①「本年分調査事績」欄の「年分」に係る部分 ②3 4 頁目「事前通知」欄の全て
	3 9	「調査経過等」欄	○	○	○	○	
	4 0	「不正計算の手口等」欄	○	○	○	○	
	4 1	「不正計算把握の端緒」欄	○	○	○	○	
	4 2	「参考事項」欄	○	○	○	○	
2 5, 3 1, 3 5, 4 5, 4 7 5 0 及び 5 3	4 3	「調査担当」欄	○	○	○	○	
	4 4	「調査対象者」欄	○	○	○	○	
	4 5	「調査事績」欄	○	○	○	○	「本年分調査事績」欄の「年分」に係る部分
	4 6	「調査経過等」欄	○	○	○	○	
	4 7	「不正計算の手口等」欄	○	○	○	○	
	4 8	「不正計算把握の端緒」欄	○	○	○	○	

60ない し72及 び74	49	「事案の概要」欄	○	○	○	○	
	50	「調査対象者」欄	○	○	○	○	「相続年分」に係 る部分
	51	「調査事績」欄	○	○	○	○	
	52	「選定理由」欄	○	○	○	○	
	53	「不正等の手口」 欄	○	○	○	○	
	54	「調査展開（不正 発見の端緒）」欄	○	○	○	○	
	55	「重加算税対象財 産及び手口等」欄			○	○	
	56	「有効であった資 料情報」欄			○	○	
	57	「有効資料情報の 提供者」欄			○	○	
	58	「資料情報活用事 績の回報」欄			○	○	
	59	「有効な資料情報 の収集が可能と見 込まれる投資先」 欄	○	○	○	○	
	60	「連携調査事績」 欄			○	○	
		61	「海外関連事案の 連絡票付表」欄			○	○
	62	「継2事案調査結 果報告書」欄			○	○	
	63	「査察部情報連絡 せん」欄			○	○	
73	64	「調査事績」欄			○	○	
75及び 76	65	「事案の概要」欄	○	○	○	○	
	66	「調査対象者」欄	○	○	○	○	「調査対象年分」 に係る部分
	67	「調査事績」欄	○	○	○	○	
	68	「選定理由」欄	○	○	○	○	
	69	「不正等の手口」 欄	○	○	○	○	

70	「調査展開（不正発見の端緒）」欄	○	○	○	○	
71	「不正の手口」欄			○	○	
72	「有効であった資料情報」欄			○	○	
73	「有効資料情報の提供者」欄			○	○	
74	「資料情報活用事績の回報」欄			○	○	
75	「仲介業者」欄	○	○			
76	「有効な資料情報の収集が可能と見込まれる投資先」欄	○	○	○	○	
77	「連携調査事績」欄			○	○	
78	「海外関連事案の連絡票付表」欄			○	○	
79	「継2事案調査結果報告書」欄			○	○	
80	「査察部情報連絡せん」欄	○	○	○		

(注) 「頁目」については、本件対象文書の通しの頁を示す。

行数の数え方については、空白の行及び表の枠線は数えない。「○」欄の名称は行数に数えない。

文字数の数え方については、句読点、記号及び半角文字も1文字と数え、空白部分を数えない。